

プラッシュアップ判例・裁決例

第29回

資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当とプロラタ計算の違法性～国際興業管理株式会社事件～

第1審：東京地裁平27年（行ウ）第514号、平29・12・6 判決（LEX/DB 25560540）
 控訴審：東京高裁平29年（行コ）第388号、令1・5・29 判決（LEX/DB 25563749）
 最高裁：最高裁一小令1年（行ヒ）第333号、令3・3・11 判決（LEX/DB25571360）

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

Brush up Point

本件は、2つの異なる配当決議により、資本剰余金及び利益剰余金をそれぞれ原資とする剰余金の配当が行われた場合、それぞれの効力発生日が同一であるときは、その全額が法人税法24条1項3号（現4号、以下同じ。）の「資本の払戻し」として取り扱われるか否かが問題となっている。また、法人税法施行令23条1項3号（現4号、以下同じ。）のいわゆるプロラタ計算が、法律の委任の範囲を逸脱し、違法・無効であるかも争点となった。この点につき、最高裁判決のポイントは、次のとおりである。

- (1) 法人税法24条1項3号の「剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）」の意義につき、最高裁は、その原資の区分により3類型をとり、[a] 利益剰余金のみを原資とするものは、法人税法23条1項1号の適用があり、[b] 資本剰余金のみを原資とするもの及び [c] 利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とするものは、法人税法24条1項3号の適用があるものとした。
- (2) 本件剰余金の配当が、私法上、2つの別個のかつ順次連続した剰余金の配当か、あるいは全体として1つの配当かといった点については、最高裁は明言を避けている。しかし、上記(1)のとおり、最高裁は、[c] 利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする配当を法人税法24条1項3号の適用があるとしているので、本件の2つの配当につき、全体として一つの配当としてみていることは明らかである。
- (3) 利益剰余金がマイナスである場合の法人税法施行令23条1項3号のプロラタ計算については、資本の払戻しがされた場合の直前払戻等対応資本金額等の計算方法を定める部分は、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた配当につき、減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出される結果となる限度において、法人税法の趣旨に適合するものではなく、法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである。

I. 事実関係

[1] 本件は、内国法人であるXが、平成24年4月1日から平成25年3月31までの連結事業年度（以下、「本件連結事業年度」という。）において、外国子会社から資本剰余金及び利益剰余金をそれぞれ原資とする剰余金の配当を受け、前者については法人税法（以下、「法」という。）24条1項3号にいう資本の払戻しの一態様である「剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）」に、後者については法23条1項1号にいう「剰余金の配当（…資本剰

余金の額の減少に伴うもの…を除く。）」に該当することを前提に本件連結事業年度の法人税の連結確定申告をしたところ、所轄税務署長Yから、平成26年4月28日付けで、これらの剰余金の配当は、それぞれの効力発生日が同じ日であることなどから、その全額が法24条1項3号の資本の払戻しに該当するとして法人税の更正処分を受けたため、本件更正処分のうち連結所得金額が本件申告に係る金額を超え、翌期へ繰り越す連結欠損金額が本件申告に係る金額を下回る部分の取消しを求めた事案である。

[2] 事実関係をさらに詳細にみると、次の

とおりである。

Xは、平成18年4月1日から平成19年3月31までの事業年度から連結納税の承認を受け、本件連結事業年度においても連結親法人として法人税の連結確定申告をした。なお、原告は、平成26年3月1日付けで商号変更を行い、現商号となっている。

Kyo-ya Pacific Company, LLC（以下、「KPC社」という。）は、米国デラウェア州法に基づき組成された外国法人であり、Xが本件連結事業年度を通じてその出資の持分の全部を保有している外国子会社である。

そこで、Xは、平成24年10月以降、KPC社及びその傘下の子会社から資金をXに還流させるため、以下のとおり、KPC社の担当者と検討を進めていた。（ア）Xの担当職員は、2012年（平24）10月6日（ハワイ時間）の電子メールにより、KPC社の担当会計士に対し、KPC社からXに分配する資金の総額が6億2800万ドルとなることを前提とした場合、利益の分配として5億1910万ドル、資本の払戻しとして1億890万ドルを分配することが、Xにおける税務上の取扱いの観点からいえば最適である旨の連絡をした。（イ）その後、KPC社からXに分配する資金の総額が6億4400万ドルと決定されたところ、Xの担当職員は、2012年（平24）11月12日（ハワイ時間）の電子メールにより、KPC社の財務担当役員に対し、〔1〕総計6億4400万ドルを「(1)Return of capital : 100,000,000」（資本の払戻しとしての1億ドル）と「(2)Dividend : 544,000,000」（利益の分配としての5億4,400万ドル）とに切り分けて分配を行うべき旨、〔2〕この分配に関し

て「resolutions」（決議）を作成すべき旨、

〔3〕資本の払戻しの額は追加払込資本勘定を原資とすべき旨、〔4〕そのため資本勘定の一部を追加払込資本勘定に振り替える必要があるところ、株式の額面金額を1ドルから0.5ドルに減額すること等を検討し、株式の額面金額の変更をする場合には、追加の決議を作成する必要がある旨の連絡をした。

〔3〕次にKPC社は、平成24年11月12日付で、その子会社であるKyo-ya Company, LLC（以下、「KC社」という。）から、KC社及びその子会社等が海外で行う事業等からの利益の配当として6億4400万ドルの分配を受け、更にこれをXに還流させるため、同日付で、KPC社の設立準備法である米国デラウェア州LLC法及びKPC社に係るLLC契約に基づき、KPC社の唯一の社員であるXとの間で、本件同意書及びその添付書類AからDまでの各決議書を取り交わした。その内容は、要旨、以下のとおりである。（ア）本件同意書…署名者（KPC社の役員ら及び原告の代表者）は、本件同意書に添付された本件各決議書について、その効力発生日を平成24年11月12日として採択することに同意する。（イ）本件決議書A…KC社及びその傘下の複数子会社において配当によりKPC社に資金を還流させることを許可する権限を、KPC社に付与する。（ウ）本件決議書B…KPC社に対し、その発行する株式の額面金額を1ドルから0.5ドルに減額することにより資本金の額を減少させ、その減少額を追加払込資本に振替える権限を付与する。（エ）本件決議書C…KPC社に対し、追加払込資本の払戻しとして、原告に対して1億ドル

の分配を行う権限を付与する（以下、この分配を「本件資本配当」という。）。（オ）本件決議書D…KPC社に対し、留保利益から、Xに対して5億4400万ドルの分配を行う権限を付与する（以下、この分配を「本件利益配当」といい、本件資本配当と併せて「本件配当」という。）。

〔4〕KPC社による本件配当の会計上の処理等は、次のとおりである。（ア）KPC社は、平成24年11月13日に本件配当の総額である6億4400万ドルの送金手続を行った。（イ）KPC社は、平成24年11月30日付けで、追加払込資本1億ドル及び留保利益5億4400万ドルをそれぞれ減少させる会計処理を行った。追加払込資本はわが国における資本剰余金に、留保利益はわが国における利益剰余金にそれぞれ該当する。

Xによる本件配当の会計上の処理等は、次のとおりである。（ア）Xの本件連結事業年度開始の日の直前の平成24年3月31日現在におけるKPC社に対する出資の帳簿価額は、208億6980万9622円であった。（イ）Xは、平成24年11月14日付けで、取引銀行から、本件配当に係る配当金が到着した旨の連絡を受けた。（ウ）Xは、平成24年11月30日付けで、〔1〕預金512億1088万円（KPC社から受領した6億4400万ドルを同月14日の電信売買相場の仲値で円換算した金額）を借方に、〔2〕関係会社株式（KPC社）79億5100万円（1億ドルを同月12日の電信売買相場の仲値で円換算した金額）、〔3〕受取配当金432億5344万円（5億4400万ドルを同日の電信売買相場の仲値で円換算した金額）、及び〔4〕為替損益644万円を貸方に、それぞれ仕訳をする会計処理をした。また、（エ）Xは、平成24年12月31日付けで、

〔1〕関係会社株式（KPC社）129億1880万9621円を貸方に、〔2〕関係株式評価損129億1880万9621円を借方に、それぞれ仕訳をする会計処理をした。これにより、XのKPC社に対する出資の帳簿価格は、1円（備忘価額）となった。

〔5〕Xによる本件配当の税務上の処理は、次のとおりである。（ア）利益剰余金を原資として行われた本件利益配当の額に相当する受取配当金432億5344万円については、法23条の2第1項に基づき、当該金額から当該金額の100分の5に相当する金額21億6267万2000円を控除した410億9076万8000円を益金不算入として連結所得金額から減算する。（イ）資本剰余金を原資として行われた本件資本配当の額に相当する関係会社株式（KPC社）79億5100万円については、法24条1項のみなし配当の金額となる部分がない。（ウ）関係株式評価損129億1880万9621円について、法61条の2第1項に基づき、当該金額と同額の有価証券譲渡損失額を損金の額に算入して連結所得金額から減算する。

II. 主たる争点と当事者の主張

本件の争点は、次の3つである。

争点1：法23条1項1号及び24条1項3号にいう「資本剰余金の額の減少に伴うもの」の意義。

争点2：本件配当の資本配当と利益配当は、別個独立のものか又は1個のものか。

争点3：法人税法施行令（以下、「施行令」という。）23条1項3号に規定するプロラタ計算の適法性。

当事者の主張をまとめると、次のとおりである。

納税者の主張	税務当局の主張
<p>(1) 争点1、争点2について 利益剰余金を原資とする剰余金の配当と資本剰余金を原資とする剰余金の配当という私法上別個独立した2つの行為は、租税法上も、別個独立の「剰余金の配当」という行為として解すべきことからすれば、法24条1項3号の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」とは、資本剰余金を原資とする剰余金の配当をいい、利益剰余金を原資とする剰余金の配当を含まないと解するのがごく自然かつ合理的な解釈である。利益剰余金を原資とする剰余金の配当については、法23条1項1号の剰余金の配当として同項の規定が、資本剰余金を原資とする剰余金の配当については、法24条1項3号の剰余金の配当として同項の規定がそれぞれ別個独立に適用されると解するのが論理的な帰結である。</p> <p>したがって、資本剰余金のみが原資である剰余金の配当と、利益剰余金のみが原資である剰余金の配当が、それぞれ別個の決議に基づき行われた場合は、納税者の選択した私法上の法形式は租税法上も尊重されるから、前者は法24条1項3号で規定され、後者は法23条1項1号で規定されることになり、また、私法上の決議が分かれている以上、議案の順番等により相互に先後関係があると私法上評価されるものと解される。</p> <p>課税庁において課税の公平の観点から対応が必要であるからといって、この2つの剰余金の配当の双方を併せて法24条1項3号の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」に該当すると解釈することは、明文の根拠に基づかずして納税者の選択した私法上の法形式を否認することであるから、許されない。</p> <p>1つの決議に基づく1つの剰余金の配当の原資が、資本剰余金と利益剰余金の双方である場合については、そのうち利益剰余金を原資とする部分は法24条1項3号の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」には該当せず、資本剰余金が原資である部分のみが同号の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」に該当するというべきである。もっとも、この場合、当該剰余金の配当の個別具体的な事実関係に照らして、課税上、上記の各部分のいずれが先行するかによって計算結果が変わるという先後関係の問題が生ずるときで、かつ、利益剰余金を原資とする部分が株式の譲渡対価に相当する資本金等の額の減少として取り扱われるという結果が生じないときに限っては、法24条1項3号の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」とは、原資に資本剰余金が含まれている剰余金の配当の全体（利益剰余金を原資とする部分も含む。）をいうと解される。</p> <p>(2) 本件への当てはめ</p>	<p>(1) 争点1、争点2について 法人税法は、会社法の取扱いを踏まえ、剰余金の配当に関して、法人から株主に財産が払い戻された場合には、その手法にかかわらずその原資が基本的には資本と利益とからなるものと考え、例外的に利益のみからなることが明らかである場合にのみ利益部分のみからなる配当であるものと取り扱うこととし、これらを区分するために、「資本剰余金の額の減少に伴うもの」という文言を用いることとした。</p> <p>ここで「もの」とは、「剰余金の配当」、すなわち、会社が株主に對しその有する株式の数に応じて会社の財産（配当財産）を分配する行為を意味し、「資本剰余金の額の減少に伴う部分の金額」というような規定振りとはなっていないことから、剰余金の配当に関しては、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする場合であっても、原資ごとに区分することなく、株主が剰余金の配当として受領する金額の全体を「資本剰余金の額の減少に伴うもの」に該当するものとして取り扱うことを示したものである。</p> <p>また、資本剰余金を原資とする剰余金の配当と利益剰余金を原資とする剰余金の配当が同時に行われた場合、そのいずれの剰余金の配当を先に計算するかにより、受取配当の益金不算入の適用額が変わることとなるため、恣意性が介在して公平性に問題が生ずる。そこで、法人税法は、資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った行為を「資本剰余金の額の減少に伴うもの」として法24条1項3号の資本の払戻しに該当するものと整理した。</p> <p>したがって、法人税法は、その原資が資本剰余金のみである剰余金の配当並びにその原資が資本剰余金及び利益剰余金の双方である剰余金の配当は、法24条1項3号のみなし配当の金額を含み得る資本の払戻しとして取り扱うこととした。換言すると、払戻法人が剰余金の配当を行うことにより、株主に剰余金の配当という経済的価値が一体的に流入した場合に、その一体的に流入した経済的価値の全体が資本剰余金を原資としないものであることが明らかなものは「資本剰余金の額の減少に伴うもの」には該当せず、その一体的に流入した経済的価値にわずかでも資本剰余金を原資とするものが含まれていれば、一体的に流入したその経済的価値の全体が「資本剰余金の額の減少に伴うもの」に該当することになる。</p> <p>(2) 本件への当てはめ</p>

KPC社は、Xの意向も踏まえ、本件配当に先立ち、原資について、本件資本配当と本件利益配当を区分し、前者が後者に先行するものとして配当することを検討し、平成24年11月12日付で、私法上、2つの別個のかつ順次連続した（すなはち先後関係のある）剰余金の配当をしたものである。したがって、本件資本配当は法24条1項3号で規定され、その後になされた本件利益配当は、法23条1項1号で規定されることになる。

なお、本件資本配当及び本件利益配当については、課税庁の主張によれば、本件利益配当の額5億4400万ドルのうち、みなし配当の金額4億3294万2228.44ドルを超える1億1105万7771.56ドルが、利益剰余金からの配当であるにもかかわらず、KPC社の株式の譲渡対価に相当する資本金等の額の減少として取り扱われていることになり、かつ、本件資本配当と本件利益配当とのいずれが先に行われたとして計算しても、別表4-1及び4-2のとおり、計算結果は同じであり、先後関係の問題は存在しない。

課税庁の主張する課税関係は、資本と利益の峻別という法人税法の大原則に反するものであるとともに、Xに対して本来であれば生じ得ない過重な税負担（欠損金額の減額）を課すものである。このような課税の必要性は、皆無であるといわざるを得ない。

(3) 争点3（プロラタ計算の妥当性）について

法24条1項3号は、同号の金額のうち「資本部分の払戻しの額」を超える額（利益部分の払戻しの額）を法23条1項1号の額とみなすとしているから、同号は資本剰余金及び利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当にも適用されると解する場合にも、その利益部分の払戻しの額については、同号による同一の取扱いとすることが文言上帰結される。そして、法24条1項3号の趣旨は、資本剰余金及び利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当についても、〔1〕利益剰余金を原資とする部分は利益部分の払戻しの額としてのみ取扱い、〔2〕資本部分の払戻しの額が生ずるのは資本剰余金を原資とする部分のみとするものである。したがって、同号は、利益剰余金を原資とする部分が資本部分の払戻しの額すなはち有価証券の譲渡対価の額（法61条の2第1項1号）として取り扱われることは想定していない。

このことを踏まえて、仮に、本件配当が資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とするものであつた場合に当たり、法24条1項3号が適用されるとしても、施行令23条1項3号の計算式を適用すると、KPC社の法人税法上の利益積立金額がマイナスであるため、分母であるKPC社の税務上の

KPC社からXに対する本件配当は、本件資本配当の効力発生日と本件利益配当の効力発生日を同日として、一つの本件同意書により、KPC社の役員会及び同社の唯一の社員であるXにより採択されたものであり、明確に別個に成立したものとはいえないことから、私法上、全体として1個の配当行為であると認められる。しかたって、全体として1個の配当行為である本件配当によりKPC社からXに資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする本件配当がされたのであるから、本件配当は、その全体が「資本剰余金の額の減少に伴うもの」に該当する。

なお、仮に本件配当が、私法上1個の配当行為とはいえないとしても、KPC社の役員会及び同社の唯一の社員であるXの本件同意書に表された本件各決議書に対する同意が一つの本件同意書で行われていることからすれば、同意について前後関係は存在せず、これに基づく本件資本配当と本件利益配当にも前後関係は存在しない。さらに、本件資本配当と本件利益配当の効力発生日がいずれも平成24年11月12日と同日であり、これらの配当に係るKPC社における会計処理及びXに対する支払が一括でなされていることも考慮すれば、本件配当により、Xには経済的価値の一体的な流入があったものと認められ、その一体的に流入した経済的価値の原資に資本剰余金が含まれていることから、本件配当の全体が「資本剰余金の額の減少に伴うもの」に該当することになる。

(3) 争点3（プロラタ計算の妥当性）について

「資本の払戻し」（資本剰余金の額の減少に伴う剰余金の配当）について、二重課税を避けるための益金不算入という法人税法の趣旨が妥当するのは、当該剰余金の配当のうち、支払法人において課税済みの利益（利益積立金額）からの分配と認められる部分の金額である。利益剰余金の額は必ずしも「課税済みの利益」のみで構成されるものではないから、剰余金の配当の原資が利益剰余金からなる部分であるか否かは、二重課税を避けるという場面で考慮されるべき事情ではない。

法人税法は、事業年度の所得に対して法人税を課すという構造を探っており、利益積立金額がマイナスの状態の下で行われた「資本の払戻し」については、剰余金の配当時点で既に「課税済み」の利益積立金額は存在しないから、二重課税を避けるとの趣旨は、当該「資本の払戻し」については妥当しない。将来、法人税が課された「所得の金額」が支払法人に留保されることによって、資本の払戻しの直前はマイナスであった利益積立金額の当該マイナスの部分が補填される可能性があるとしても、それは可能性にすぎず、利益積立金額が将来的にプラスにならないこともあるし、仮に、補填されるとしても、資本の払戻しの時点で

簿価純資産額（資本金等の額と利益積立金額との合計額）が減少する結果、資本部分の払戻しの額が、減少した資本剰余金の額（1億ドル）を超えて、KPC社の資本金等の額（2億1105万7771.56ドル）として計算されることとなる。これは、法24条1項3号の適用上、利益剰余金を原資とする部分（5億4400万ドル）について、利益積立金額がマイナスであっても「将来利益の払戻し」としてその全額を利益部分の払戻しの額として取り扱うことを否定し、逆に、上記の減少した資本剰余金の額とKPC社の資本金等の額との差額1億1105万7771.56ドルを資本部分の払戻しの額（有価証券の譲渡対価の額）として取り扱うものであって、このような計算結果は…法24条1項3号の文理及び趣旨に反し、施行令23条1項3号は、そのような計算結果となる限りにおいて、法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効である。

施行令23条1項3号による計算の結果、当該資本の払戻しの額のうち、資本部分の払戻しの額（「株式又は出資に対応する部分の金額」）を超える部分の一部ないし全部については、株主法人において益金不算入とされるが、これは、法24条1項が、みなし配当の金額の計算を通じて将来資本の払戻しなどといった不合理な結果を生じさせないために、当該部分を利益部分の払戻しの額として配当とみなすこととした結果、当該部分について法23条1項又は23条の2第1項が適用されるという反射的な効果にすぎず、納税者に不利益を課すものでもない。このような反射的な効果によって、法24条1項がその計算の細目を委任する施行令23条1項3号に基づく計算結果が違法・無効となるものではない。

その判断が分かれた。そこで、最高裁は、第1審判決を支持し、これをその全体が資本の払戻しとする旨を判示した。

また、資本の払戻しにおける株式対応部分とみなし配当部分を計算するいわゆるプロラタ計算については、限定的ではあるが、一部、法律の委任の範囲を逸脱したものがあり、その限りにおいて違法・無効であると判示した。

各争点の第1審から上告審までの判決の要旨を掲げると、次のとおりである。

III. 判決の要旨

第1審判決は、2つの異なる配当決議により、資本剰余金及び利益剰余金をそれぞれ原資とする剰余金の配当が行われた場合、それぞれの効力発生日が同一であるときは、その全額が法24条1項3号の「資本の払戻し」として取り扱われる旨判示したが、控訴審判決は、これを区分し、資本剰余金を原資とする部分は資本の払戻しに、利益剰余金を原資とする部分は剰余金の配当とするものと判示し、

第1審	控訴審	上告審
(1) 争点1 第1審は、はじめに、法24条1項3号にいう「剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）」の意義について、第1審判決と異なり、次のとおり判示した。 「法人税法23条1項1号の『剰余金の配当（…資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。）』との規定が、その文理上、資本	(1) 争点1 控訴審は、法24条1項3号にいう「剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）」の意義について、第1審判決と異なり、次のとおり判示した。 「『剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。）』との規定が、その文理上、資本	(1) 争点1 最高裁は、控訴審が判断した法人税法24条1項3号の「剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）」の意義につき、是認することはできないとして、次のとおり判示した。 「会社法（平成17年法律第86号）は、旧商法における利益の配当については利益剰余金を原

剰余金を原資とせず、利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当を意味するものであることは明らかであるから、同号にいう『剰余金の配当…資本剰余金の配当の額の減少に伴うもの…を除く。』とは、利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当を指すものと解するのが相当である。

そして、法人税法24条1項3号の『剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）』との規定は、同法23条1項1号の『剰余金の配当（…資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。）』との規定と対になつた規定であり、このうち同法23条1項1号の規定が上記のとおり利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当を意味するものであることからすれば、その文理の論理的帰結として、同法24条1項3号の規定は、利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当を除いた剰余金の配当、すなわち、資本剰余金のみを原資とする剰余金の配当及び資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当を意味するものと解するのが自然である。

また、同法24条1項柱書きの『株式又は出資に対応する部分の金額』の計算の方法は、同法の委任を受けて政令で定めることとされているところ（同条3項）、政令の定めの内容いかんによっては、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当が行われた場合に、資本剰余金を原資とする部分の剰余金の配当と利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当のいずれが先に行われたとみるかによって、上記の『株式又は出資に対応する部分の金額』及びみなし配当の金額が異なる結果となり、そこに恣意性が介在して課税の公平性を損なうこととなる事態も想定され得ることから、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当を同法24条1項の適用を受ける剰余

金の双方を原資とする剰余金の配当を意味するとするのが文理の論理的帰結であると断することはできない。』

その理由は、『…に伴うもの』の用法を踏まえ…法23条1項1号及び法24条1項3号は、配当の原資に着目した上、会社法上の概念を前提とし、株主拠出部分と法人稼得利益とを峻別する仕組みの一つとして改正されたものと解されることを併せ考慮すると、同号の適用の区別につき、会社財産の払戻しの手続の違いではなく、その原資の会社法上の違いによることとされた。…そして、会社法における剰余金の配当をその原資により区分すると、

[1] 利益剰余金のみを原資とするもの、[2] 資本剰余金のみを原資とするもの及び[3] 利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とするものという3類型が存在するところ、法人税法24条1項3号は、資本の払戻しについて『剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）…』と規定しており、これは、同法23条1項1号の規定する『剰余金の配当（…資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。）』と対になったものであるから、このような両規定の文理等に照らせば、同法は、資本剰余金の額が減少する[2]及び[3]については24条1項3号の資本の払戻しに該当する旨を、それ以外の[1]については23条1項1号の剰余金の配当に該当する旨をそれぞれ規定したものと解される。したがって、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当は、その全体が法人税法24条1項3号に規定する資本の払戻しに該当するものであると解するとすれば、利益剰余金をこれとは別の法的性格を有する資本剰余金として取り扱うことになり…許される拡張解釈の限度を超えるおそれがある…殊に、本件配当のように、利益剰余金のみを原資とする配当及び資本剰余金のみを原資とする配当がそれぞれ別の決議で

適用されるとした原審の判断に

資とする剰余金の配当と、株式の消却を伴わない資本の減少による払戻しについては資本金を資本剰余金へ振替えた上で資本剰余金を原資とする剰余金の配当とそれ整理したため、両者は剰余金の配当（453条）という同一の手続により行われることとなった。そこで、平成18年改正後の法人税法においては、23条1項1号と24条1項3号の適用の区別につき、会社財産の払戻しの手續の違いではなく、その原資の会社法上の違いによることとされた。…そして、会社法における剰余金の配当をその原資により区分すると、

(2) 争点2
本件配当が、資本配当と利益配当とは別個独立のものか、又は1個のものかという点については、第1審は明確に判示していない。

(3) 争点3
政令に定めるプロラタ計算について、次のとおり判示した。

「(法人税法が)…利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額が、同法24条1項柱書きの『株式又は出資に対応する部分の金額』に含まれて同法61条の2第1項1号にいう有価証券の譲渡に係る対価の額として認識され、法人税の課税を受けることとなる事態を想定していないものと解され…したがって、同法の委任を受けて政令で定める上記『株式又は出資に対応する部分の金額』の計算の方法に従って計算した結果、利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額が上記『株式又は出資に対応する部分の金額』に含まれることとなる場合には、当該政令の定めは、そのような計算結果となる限りにおいて同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であると解するものが相当である。」

「これを法人税法施行令23条1項3号の規定についてみると、本件資本配当に係る決議及び本件利益配当に係る決議は、別個のものとして順次、かつ、各配当の承認のほか、これらを実行すること含むものであったと認められ、他にこの認定を妨げるべ

行われた場合に、全体として法24条1項3号を適用することは、利益剰余金を原資とする配当（会社法等の私法上、資本剰余金を原資とする配当とは別個のものであり、性質も異なるものである。）を、資本剰余金を原資とする配当として取り扱うことになる。」

なお、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする配当に関する例外的解釈について、「資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った場合において、配当の先後関係によつて課税関係に差異が生ずるようなときには、例外的に、これを法24条1項3号の『資本の払戻し』として整理し、計算も原資に基づいて資本金等の額と利益積立金額が減少する構造とすることでこの問題の解決を図るものとし、このよ

うな配当は、法24条1項3号の規律に服することには合理性があると考えられる。」とし、本件配当については、本件資本配当及び本件利益配当のいずれが先行されたとしても、結果に相違が生じないとした。

(2) 争点2
以上のことを前提として、プロラタ計算と本件更正処分の適法性について、次のとおり判示した。

「本件更正処分は、本件配当の全体が法人税法24条1項3号に規定する資本の払戻しに該当するとした上で、同項柱書き所定の株式対応部分金額を法人税法施行令23条1項3号の規定に従って計算した結果に基づくものである。そして、その計算においては、KPC社の簿価純資産価額が直前資本金額を下回ったこと等から、直前払戻等対応資本金額等が減少資本剰余金額すなわち本件資本配当の額を上回り、その結果、本件利益配当の額の一部がみなし配当額ではなく有価証券の譲渡に係る対価の額に算入されることとなっている。」

「法人税法は、資本部分と利益部分とをしん別するという基本的な考え方方に立ちつつも、会社財産の株主への払戻しについて、その原資の会社法上の違いにより23条1項1号と24条1項3号の適用を区別することとし、利益剰余金のみを原資とす

余金の配当直前の資本金等の額を下回る場合…すなわち、当該剰余金の配当直前の利益積立金額が0未満（マイナス）である場合には、減少した資本剰余金の額を超える『払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等』が算出されることとなるから、当該剰余金の配当が資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とするものであった場合には、利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額が上記『払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等』に含まれることとなり、ひいては『株式又は出資に対応する部分の金額』に含まれることとなる。この点、利益積立金額が0未満（マイナス）の状態の下で行われた剰余金の配当が利益剰余金を原資としていた場合に、当該利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額を課税済みのものとして益金不算入とすることが相当といえるかどうかは一応問題となり得るところであるが、当該利益剰余金の原資とされた流入価値が利益としての性質を有するものである以上、当該剰余金の配当の時点ではいまだ課税されていなかったとしても、いずれは課税されるものというべきであるから（本件においては、KPC社がKC社から受けた6億4400万ドルの配当に係る利益がこれに当たると解される。）、二重課税を避けるための益金不算入という法人税法の趣旨はこの場合にも妥当するものと解される。したがって、法人税法施行令23条1項3号の定めは、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当への適用に当たり、当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額を超える『払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等』が算出される結果となる限りにおいて法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であるというべきであり、この場合の『払戻し等の直前の払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等』に含まれることとなる。

き証拠はない。』とした。

したがって、「本件資本配当はKPC社において減少させた資本を原資とするものであり、本件利益配当は同社の留保利益を原資とするものであることが明らかであるというべきであって、控訴人が指摘する決議日及び効力発生日の同一性等の事情は、形式的なものであるにすぎず、それらの事情が、本件利益配当及び本件資本配当の各性質を変じさせて單一のものとして取り扱うことが許容される基礎を創出するものではない」と判断した。

(3) 争点3

控訴審判決は、争点1、2において、本件配当は、資本配当と利益配当が別個独立したものと判断したので、争点3のプロラタ計算の問題については、本来生じないことになるとしながらも、「念のため」と前置きし、「本件の経緯に鑑みて、念のため、仮に、本件配当全体について法24条1項3号が適用されると解した場合には、施行令23条1項3号の適用が法24条3項による委任の範囲を逸脱するものであるかについて検討する。」とし、次のとおり判断した。

「控訴人は、同号による計算結果は、法24条1項3号による委任の範囲を逸脱するものではなく、適法であると主張する。…しかし、上記計算結果は、利益剰余金を原資とする部分を資本部分の払戻として取り扱うことを意味することになり、平成18年度税制改正における改正によって、法人税法には株主拠出部分と法人稼得利益とを峻別する基本原則があるにもかかわらず、法24条1項3号が利益剰余金を原資とする部分についても、資本部分の払戻しの額として取り扱うこととしたとまでは解されることは引用に係る原判決記載のとおりである。」

すなわち、プロラタ計算の違法性については、第1審の判決を支持したことになる。

る払戻しは、23条1項1号により、資本部分が含まれているか否かを問わず一律に利益部分の分配と扱った上でその全部又は一部を益金の額に算入しないこととする一方で、資本剰余金のみを原資とする払戻しは、24条1項3号により、資本部分の払戻しと利益部分の分配とに分け、後者の金額を23条1項1号の配当とみなすこととするという仕組みを探っているものとういうことができる。

上記の仕組みに照らしてみれば、法人税法24条1項3号は、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の場合には、そのうち利益剰余金を原資とする部分については、その全額を利益部分の分配として扱う一方で、資本剰余金を原資とする部分については、利益部分の分配と資本部分の払戻しとに分けることを想定した規定であり、利益剰余金を原資とする部分を資本部分の払戻しとして扱うことは予定していないものと解される。」

したがって、プロラタ計算については、「法人税法24条3項の委任を受けて株式対応部分金額の計算方法について規定する法人税法施行令23条1項3号は、会社財産の払戻しについて、資本部分と利益部分の双方から純資産に占めるそれぞれの比率に従って比例的にされたものと捉えて株式対応部分金額を計算しようとするものであるところ、直前払戻等対応資本金額等の計算に用いる施行令規定割合を算出する際に分子となる金額…を当該資本の払戻しにより交付した金額の額ではなく減少資本剰余金額とし、資本剰余金を原資とする部分のみについて上記の比例的な計算を行うこととするものであるから、この計算方法の構組みは、前記の同法の趣旨に適合するものであるということができる。しかしながら、簿純資産価額が直前資本金額よ

り少額である場合に限ってみれば、上記の計算方法では減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出されることとなり、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当において上記のような直前払戻等対応資本金額等が算出されると、利益剰余金を原資とする部分が資本部分の払戻しとして扱われることとなる。そうすると、株式対応部分金額の計算方法について定める法人税法施行令23条1項3号の規定のうち、資本の払戻しがされた場合の直前払戻等対応資本金額等の計算方法を定める部分は、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当につき、減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出される結果となる限度において、法人税法の趣旨に適合するものではなく、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである。」

以上、「本件資本配当の額を超える直前払戻等対応資本金額等に基づいて、本件配当におけるみなし配当金額及び有価証券の譲渡に係る対価の額を計算することは誤りであるといわざるを得ず、被上告人の本件連結事業年度における連結所得金額が本件申告の額を超え、翌期へ繰り越す連結欠損金額が本件申告の額を下回るものと認めることはできないから、本件更正処分のうち本件申告に係る申告額を超える部分は違法である。」

IV. 解 説

1. 争点1：法24条1項3号の「剩余金の配当（資本剩余金の額の減少に伴うものに限る。）」の意義について

[1] 最高裁は、法24条1項3号（現4号）の「剩余金の配当（資本剩余金の額の減少に伴うものに限る。）」の意義について、法24条1項3号と法23条1項1号の規定振りの対比から、両者は「対」の関係にあるとし（この点は第1審も同様）、剩余金の配当は、会社法の規定をもとに整理され、その原資の区分により3類型をとり、[a] 利益剩余金のみを原資とするものは、法23条1項1号の適用があり、[b] 資本剩余金の

みを原資とするもの及び[c] 利益剩余金と資本剩余金の双方を原資とするものは、法24条1項3号の適用があるものと判示した。これは、控訴審判決が、「基本的に、剩余金の配当全体を『資本と利益』が混合したものと考え、一旦その全額を法24条1項3号の『資本の払戻し』と整理したところには疑問が生ずる。」「『剩余金の配当（資本剩余金の額の減少に伴うもの…）』を資本剩余金のみを原資とする剩余金の配当及び資本剩余金と利益剩余金の双方を原資とする剩余金の配当を意味する」と文理の論理的帰結であると断ずることはできない。」と判示した点に対する最高裁の回答である。

・法24条1項3号（現4号）
資本の払戻し（剩余金の配当（資本剩余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち分割型分割によるもの及び株式分配以外のもの並びに出資等減少分配をいう。）又は解散による残余財産の分配

・法23条1項1号
剩余金の配当（株式等に係るものに限るものとし、資本剩余金の額の減少に伴うもの並びに分割型分割によるもの及び株式分配を除く。）若しくは利益の配当（分割型分割によるもの及び株式分配を除く。）又は剩余金の分配（出資に係るものに限る。）の額

[2] しかし、同じ条文の解釈にあたり、最高裁は、第1審の「文理の論理的帰結」を支持したが、いかなる理由に基づき、この結論を導き出したかという点については明らかでない。特に、[c] の利益剩余金と資本剩余金の双方を原資とするものがどういう時に「同時配当」となり、その全体が資本の払戻しとなるかどうかについては、争点2の本件剩余金の配当が、別個独立な配当か、1つの配当かという問題と関係し重要な点であった。

筆者は、最高裁は、平成18年改正当時の立法趣旨を重視し、以下のような視座から、上記のような判断を下したものと推測する。配当可能な剩余金をめぐる平成17年の会

金の取崩しにより生じたその他資本剩余金を原資とするものであっても、これを法23条の益金不算入の適用があるものとした。一方、企業会計では、「その他資本剩余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」（平成14年2月21日企業会計基準委員会）において、その他資本剩余金の処分による配当を受けた場合は、当該配当が売買目的有価証券に係るものと除き、原則としてその配当受領額は、配当の対象となる有価証券の帳簿価額から減額するものとし、当該配当を収益として認識しないものとしていたのである。これは一例であるが、いわゆる商法一税法一企業会計のトライアングル体制の中で、その他資本剩余金を原資とする配当を、すべて利益剩余金の配当と同一と考えることに足並みは揃っていないかったのである。

そこで、平成17年の会社法制定を契機に、これらの調整をはかるため、法人税法は平成18年の改正において、払戻し原資が利益剩余金のみである場合には利益部分の払戻しとし、払戻し原資に資本剩余金が含まれている場合には、資本部分及び利益部分の払戻しとする区分に改正し、資本部分及び利益部分の払戻しの両方を法24条の剩余金の配当と考え、プロラタ計算を適用するものとしたのである。この時に、プロラタ計算の算式が改正され、従来、減少資本割合は、資本金等の額に交付金額等の額（分子）を乗じそれを簿価純資産価額（分母）で除していたものを、分子が「交付金額等の額」から「減少資本剩余金の額」に変更された。この改正の問題点については、交付金額等

の額が、利益剩余金と資本剩余金の双方を原資とする場合、資本剩余金をいかほどにするかは支払法人の選択に委ねられており、利益積立金と資本金等の額がともにプラスのケースでは、その先後関係により課税関係に差がでると指摘されていたところである。

[3] 以上のような改正の背景を鑑み、剩余金の配当に3区分があることを前提にすれば、法23条1項1号は、すでに課税済みの利益剩余金に対する二重課税を防止するための規定であるから、その反対解釈から、法24条1項3号に上記[c] の利益剩余金と資本剩余金の双方を原資とするものまでをも含むという解釈が可能となり、筆者も最高裁の判示を支持するものである。なお、この点につき、大淵論文は、立法論として、「少なくとも、法文解釈に疑惑が生ずる余地のある『資本剩余金の額の減少に伴う剩余金の配当』につき、『資本剩余金と利益剩余金の双方を原資として行われる配当を含む』という補足的条文を付加して解釈の明確化と統一的取扱いを図るべきである」[*1]と指摘しており、これは傾聴に値する。

2. 争点2：本件剩余金の配当が、別個独立な配当か、1つの配当かという問題について

[1] 次に、本件剩余金の配当が、私法上、2つの別個のかつ順次連続した剩余金の配当か、あるいは全体として1つの配当かといった問題がある。この争点2は、上記納税者の主張のとおり、本来別々の配当であるならば、今回の課税問題は生じなかつたと

* 1 大淵博義「資本剩余金と利益剩余金の双方を原資とするみなし配当等の計算規定を違法・無効とした最高裁判決～その判示内容の検証と制度改正の方向性～」（税理・2021年6月号）7頁

ころであるが、第1審、上告審とも、この点につき明確な判断を下していない。大淵論文は、「施行令の規定が委任の範囲を超えた違法、無効なものと判示することから、その判断は無用ということなのであろうか。」^{*2}と述べているが、それは定かではない。いずれにしても、最高裁は、上記(c)の利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする類型に基づくものと判示しているところから、全体としてこれを1つの配当としてみていることは明らかである。

なお、過去の国税不服審判所の裁決例に本件類似事件（平成24年8月15日裁決（裁決事例集No88））があり、2つの別個独立した配当議案の効力発生日が同一日である点につき、審判所は次のとおり判断している。「本件2号議案配当と本件4号議案配当の効力発生日はいずれも平成20年11月1日とされており…実際にJ社は、同年10月31日付で、本件4号議案配当の原資となるその他資本剰余金〇〇〇〇円と本件2号議案配当の原資となる前期繰越利益金〇〇〇円を減少させて未払金とする会計処理を行い…翌日の同年11月1日に当該未払金を減額していることからすれば、J社は、同日に資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行ったということができ、当該剰余金の配当の原資には資本剰余金の額が含まれていることとなるから、この場合、本件配当は、その全額が法人税法第24条第1項第3号に規定する資本の払戻しによるものに該当すると認めるのが相当である。…本件配当は、法人税法上、資本剰余金と利益剰余金の双方を同時

に減少させて剰余金の配当を行った場合に当たり、その全額が資本の払戻しによるものに該当すると認めるのが相当であるから、請求人の主張は採用できない。」

すなわち、実務上は、すでにこのような「同時配当」の解釈がなされていたが、これに対し控訴審判決は、「私法上は別個の決議がされたと評価されるものである」とし、その立場を異にする判決を下したのである。

[3] この問題は、租税回避の議論と同様に、私法上の行為を、税法がどのような根拠で否認できるかという問題であり、税法の課税目的論的アプローチがどこまで通用するかという点に帰結する。筆者は、法の濫用による租税回避的行為が行われていない限り、税法は私法上の行為・計算を否認すべきではないとする立場に立つが、その意味では、本件につき、別個独立の2つの配当決議に基づく2つの剰余金の配当があったとみるべきであると考える。さもなければ、同日配当は同時配当であるからこれを実質的に否認するが、たとえば1日だけ効力発生日がずれた2つの配当決議は形式的に是認されることとの平仄が合わないのである。

なお、この点につき、論者の見解を紹介すると、たとえば、田島論文は、「同時配当の判断においては、資本剰余金を原資とする配当の性格から、同時配当に係る金銭等の分配における効力発生日、会計処理、送金等の事実行為が一体として取り扱われているかが重視されるべきであり、両者の私法上の法律行為の独立性に左右されるものではないと考える。」^{*3}と指摘し、その実

体に着目し、実質的な課税をすべきであるとしている。これに対し、長島論文は、「24条1項において、同日のものを一体としてみるべき点を法令で明示的に示していない以上、事実関係から真に一体としてみるべきものは格別、そうでない限り、原則、別個のものとして取り扱われるべきものと思われる」^{*4}とし、西仲間論文も、「個別否認規定がない以上、会社法上は2個の配当を税務上は1個の配当とみたと考えるのは困難であろう」^{*5}と、法令の根拠を求めていく。また、谷口論文は、本判決の射程距離と関連して、「剰余金の配当に係る会社法上の原資・時期選択可能性の利用によるみなし配当課税の不当な回避（みなし配当の場面での租税回避）を一般的に防止することができるかどうかかも問題になり得る…しかし、その射程をそこまで及ぼすことは法解釈の限界を超えるが故に、租税法律主義の下では、そのための明示的な立法的対応が必要であると考えられる」^{*6}とし、多くの論者はやはり、立法論的な解決を期待している。

3. 爭点3：利益剰余金がマイナスである場合のプロラタ計算について

[1] すでに述べたとおり、「プロラタ計算」とは、平成13年度の税制改正で、減資払戻し（有償減資）については、その交付金額のすべてが資本等の金額（当時の呼び方）から交付されたとはせずに、資本等の金額と利益積立金の双方から比例的に払い戻さ

れたと考え、減資資本等金額とみなし配当を計算する仕組みである。次頁に示す算式は、平成18年の税制改正を受けた現在の算式であるが、今回の判決において、資料（別紙）として掲げられたものである。

[2] ところで、本件では、利益剰余金がマイナスである場合に、そもそも配当が可能かどうかという問題が存する。すなわち、わが国では、会社法461条等の配当規制があるので、利益積立金もしくは資本金等の額がマイナスである場合に配当が行われることはないが、本件は事実関係にあるとおり、米国デラウェア州法の適用を受けた米国外子会社 LLC からの剰余金の配当であり、デラウェア州の会社法では、利益剰余金が不足する場合であっても、当該事業年度の純利益を含めた額を限度として剰余金の配当を行うことができるものとされていた（米国デラウェア LLC 法18-607(a)）。したがって、利益剰余金がマイナスであっても、その限りにおいて剰余金の配当は問題ないところであった。しかし、この利益剰余金がマイナスの場合に、政令に定めるプロラタ計算に違法性があるとしたのが、本件判決である。

なお、この点につき第1審は、「利益積立金額が0未満（マイナス）の状態の下で行われた剰余金の配当が利益剰余金を原資としていた場合に、当該利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額を課税済みのものとして益金不算入とすることが相当

*4 長島弘「みなし配当に係る政令規定を委任の逸脱と判断した事例」（税務事例 vol.50 No.9）36頁

*5 西仲間浩「資本剰余金を原資とする剰余金の配当と利益剰余金を原資とする剰余金の配当を効力発生日同日で行ったケースにつき、全体をみなし配当の対象とした上で、法人税法施行令23条1項3号の計算式は払戻等対応資本金額が減少した資本剰余金を上回る結果となる場合には違法無効で適用されないと、課税庁の処分を全部取り消した事例」（税経通信73巻9号）170頁

*6 谷口勢津夫「みなし配当に係る委任命令規定の委任範囲逸脱による違法・無効」（ジャリスト臨時増刊1531号）189頁

*2 大淵・前掲*1・6頁

*3 田島秀則「資本剰余金の配当とみなし配当の計算について」（新・判例解説 Watch23号）240頁

(別紙)

法人税法施行令23条1項3号の定めによる「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算の方法

①株式又は出資に対応する部分の金額

= ②払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等

$$\times \frac{\text{③内国法人が当該直前に有していた払戻法人の当該払戻し等に係る株式の数}}{\text{④払戻法人の当該払戻し等に係る株式の総数}}$$

②払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等

$$= \frac{\text{⑤当該直前の資本金等の額} \times \frac{\text{⑥減少した資本剰余金の額}}{\text{⑦簿価純資産額}}}{\text{⑧当該直前の資本金等の額}}$$

$$= \frac{\text{⑨当該直前の資本金等の額} \times \frac{\text{⑩当該直前の資本金等の額}}{\text{⑪簿価純資産額}}}{\text{⑫当該直前の資本金等の額と利益積立金額との合計額}}$$

* ⑥／⑦で示される割合は、⑥が⑦を超える場合には1(⑥が⑦となる。)とし、⑥が0以下である場合には0とし、⑥が0を超え、かつ、⑦(⑪)が0以下である場合には1とする。

といえるかどうかは一応問題となり得るところであるが」と前置きしながらも、「当該利益剰余金の原資とされた流入価値が利益としての性質を有するものである以上、当該剰余金の配当の時点ではいまだ課税されていなかったとしても、いずれは課税されるものというべきであるから(本件においては、KPC社がKC社から受けた6億4400万ドルの配当に係る利益がこれに当たると解される。),二重課税を避けるため

の益金不算入という法人税法の趣旨はこの場合にも妥当するものと解される。」とし、利益積立金がマイナスの場合であっても、利益剰余金からの配当につき、法23条の益金不算入とする旨を判断した。

[3] 次に、本件は、金額も巨額で、事件そのままの数字では、なかなか問題点を把握しづらいので、筆者の整理もかねて、まずは、簡単な例で何が問題となったかを指摘する。

<簡単な計算イメージ>

B社の前期末B/S

	負 債
	4,000
資 産	
6,000	資本金等の額 5,000
	△3,000 利益積立金額

<前提条件>

- ・内国法人B社は内国法人A社の100%子会社である。
- ・B社の前期末B/Sは左記のとおりである。
- ・B社は資本剰余金を原資として160の配当をし、繰越利益剰余金から340の配当を行った。
- ・剰余金配当前のA社の保有するB社の帳簿価額は500である。

<税務当局の判断>

税務当局は、現行のプロラタ計算に従い、次のとおり、みなし配当の額を計算するものとした。

① 減少資本割合

$$\frac{160 \text{ (減少資本剰余金額)}}{6,000 \text{ (前期末総資産)} - 4,000 \text{ (前期末総負債)}} = 0.08$$

② 払戻し直前の払戻等対応資本金額等

$$5,000 \text{ (直前資本金等の額)} \times 0.08 \text{ (①)} = 400$$

③ みなし配当の額

$$\frac{(160+340) \text{ (払戻し交付金額等の額)}}{(払戻等対応資本金額等)} = 100$$

④ 資本金等の額の増減額

$$100 \text{ (みなし配当)} + 40 \text{ (⑤譲渡原価)} - (160 + 340) \text{ (払戻し交付金額等の額)} = △360$$

⑤ 譲渡原価の額

$$500 \text{ (B社帳簿価額)} \times 0.08 \text{ (①減少資本割合)} = 40$$

⑥ A社仕訳(みなし配当に係る源泉徴収については便宜上考慮しない)

(現金預金)	500	(受取配当)	100
(B社株式)	40		
(資本金等の額)	360		

<第1審・最高裁の判断>

第1審及び最高裁の判示にしたがってみなし配当の計算をすると、下記のとおりとなる。

⑦ 減少資本割合

$$\frac{160 \text{ (減少資本剰余金額)}}{6,000 \text{ (前期末総資産)} - 4,000 \text{ (前期末総負債)}} = 0.08$$

⑧ 払戻し直前の払戻等対応資本金額等

$$5,000 \text{ (直前資本金等の額)} \times 0.08 \text{ (⑦)} = 400 \\ \Rightarrow 160$$

⑨ みなし配当の額

$$(160+340) \text{ (払戻し交付金額等の額)} - 160 \\ (\text{払戻等対応資本金額等} \Rightarrow \text{上記⑧の修正により} 400 \Rightarrow 160) = 340$$

⑩ 資本金等の額の増減額

$$340 \text{ (みなし配当)} + 40 \text{ (⑤譲渡原価)} - (160 + 340) \text{ (払戻し交付金額等の額)} = △120$$

⑪ 譲渡原価の額

$$500 \text{ (B社帳簿価額)} \times 0.08 \text{ (①減少資本割合)} = 40$$

⑫ A社仕訳(みなし配当に係る源泉徴収については便宜上考慮せず)。

(現金預金)	500	(受取配当)	340
(B社株式)	40		
(資本金等の額)	120		

すなわち、この簡単な事例では、⑧の部分が問題となる。

⑧では、利益積立金額がマイナスで、資本金等の額が期末簿価純資産の額を上回ることから、払戻等対応資本金額等を計算すると400となり、減少資本剰余金の160を上回る。したがって、差額240(400-160=利益剰余金を原資とする配当)までもが、資本の払戻しとなり、この部分につき二重課税の問題が生じるのである。税務当局の判断は、②のとおり、払戻等対応資本金額等はそのまま400とするものである。そこで、最高裁は、払戻等対応資本金額等については、この事例の場合160を限度とすることとし、この160が限度であるにもかかわらず、税務当局の判断のとおり、プロラタ計算をそのまま是認し400とすることは、法24条の趣旨に適合するものではなく、政令として委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきであると判示したのである。

[4] なお、以上の点を理解した上で、第1審判決の要旨、81頁の「具体的には…」以下の部分を読むと、本判の理解が深まる。すなわち、次のとおりである。

「本件の払戻法人であるKPC社の本件配当直前の資本金等の額は2億1105万7771.56ドル（上記事例5000）であるのに對し、簿価純資産額は9768万4743.50ドル（上記事例2000）であり、後者が前者を下回るため、法人税法施行令23条1項3号の定めのとおりに計算すると、『払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等』及び『株式又は出資に対応する部分の金額』が共に上記直前の資本金等の額と同額の2億1105万7771.56ドル（上記事例400）となって、本件配当により減少した資本剰余金の額である1億ドル（上記事例160）を超えることとなるから、上記『払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等』及び『株式又は出資に対応する部分の金額』はいずれも

上記減少した資本剰余金の額と同額の1億ドル（上記事例160）に修正されるべきこととなる。そうすると、本件配当の額のうちのみなし配当の金額も5億4400万ドル（上記事例340）に修正されるべきこととなり、本件利益配当の額と同額（上記事例340）となる。したがって、本件配当の額のうちのみなし配当の金額が4億3294万2228.44ドル（上記事例100）にとどまるとする被告の主張には理由がな（い）」（傍線部分筆者加筆）

以上のとおり、現行制度におけるプロラタ計算は、利益積立金がマイナスである場合といった限定的なケースにおいて、違法であると判断され、その意義は極めて大きいところである。今後、政令改正が待たれることになるが、別途、本件の問題点からすると、上述したとおり、同日配当にかかる同時配当の要件も不明であるので、改めて検討する必要があると考える。

ケーススタディ

財産評価における土地の減価補正の実務

第7回

借地権（その2）

税理士 風岡 範哉

1 権利の区分

他者に貸し付けられている土地を相続した場合や贈与された場合、その貸地（底地）の評価にあたっては、借地人にどのような権利が発生しているのかが重要なポイントとなる。

その賃貸借が地上権の設定契約であれば地上権価額を控除し、賃借権の設定契約であれば賃借権価額を控除する。その借地契約が建物所有を目的としたものであれば借地権価額を控除することになり、それぞれ税務上の価額が大きく異なる。これらの判断ポイントをフローチャートにまとめたものが図表-1である。

まず、その賃借が使用貸借である場合には、借地人の使用借権はゼロとなり、自用地として評価される。

借地権の評価は、借地権の売買実例価額、精通者意見価格及び地代の額等を基とし、借地事情が似ている地域ごとに国税局長が定めている借地権割合（自用地価額の30%～90%の範囲であり、一般に50～60%、都心で70～80%などとなる）による（評基通25）。

地上権及び賃借権の評価は、課税時期における賃貸借契約の残存期間に応じて、地上権は自用地価額の5%～90%の範囲となり（相法23）、賃借権は自用地価額の2.5%から20%の範囲となる（評基通86、87）。

賃借権は、さらに「地上権に準ずる賃借権」と「地上権に準ずる賃借権以外の賃借権」に分かれ、後者の価額は前者の価額の2分の1により評価される。

したがって、貸地の評価にあたっては、どの権利が発生しているのかを適正に区分する必要がある。

2 借地権か賃借権か

（1）借地使用の主たる目的は何か

土地の賃貸借が、借地借家法に規定する建物の所有を主たる目的とするものである場合、借地人に発生する権利は借地権に区分される*1。

一方、借地人がその地上に建物を建築し所有していたとしても、それが借地使用の主たる目的ではなく、その従たる目的にすぎないときは、「建物の所有を目的とする」ものに

*1 借地権が発生しているか否かは、（イ）賃借借が建物所有を目的としたものであるか、（ロ）権利金その他一時金を授受する慣行がある地域において、権利金の授受がなされているかといった点を総合的に勘案する。ただし、実際に権利金の授受が不明な場合には授受されているものとして取り扱われるため、ここでは、借地契約の主たる目的が建物所有であるか否かがポイントとなる。